# 一 用地取得加速化プログラムの具体的内容 一

(1) 自治体の用地事務支援

• • P 1

- ・実務支援チームの取組の強化
- ・相続や共有により多数の権利者がいる場合の処理方法
- (2) 財産管理制度

· · P4

(3) 土地収用制度

- · · P5
- ・復興事業における事業認定適期申請ルールの周知等について
- ・土地所有者等不明の場合の収用裁決手続について
- ・収用委員会による裁決手続の迅速化に向けた取組の推進
- (4) 事業手続の簡素化・工夫等

• P9

・防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化・用地 取得における境界確定について

> 平成25年10月 復興庁・法務省・国土交通省

# 用地取得加速化プログラムの概要

主な事業

公共インフラ関係 (防潮堤・道路等)

住宅再建・まちづくり

津波復興拠点 整備事業

災害公営住宅 整備事業

防災集団移転 促進事業

土地区画整理 事業

用地買収を前提としない 土地区画整理事業につい ては、土地所有者が不明 の場合でも仮換地指定等 の法定手続を行うことが 可能であり、個々の土地 所有者の同意は不要。 なお、自治体が公共用地 を先行買収する場合に、 不明者がいれば、左記の スキームの活用が可能。

【加速化の効果】

⇒ 財産管理人の選任申立 てから権限外行為許可 (土地売買の許可等)まで の期間の大幅短縮へ

全体で半年以上かかるとの自 治体の懸念

→ 裁判所の審理は最短3週間 程度でも可能

⇒事業認定手続の期間短縮 3か月⇒約50日で完了

⇒収用委員会の裁決手続迅 速化に向けた全国の運用事 例の調査・共有

用地取得加速化モデルの 知見を共有することで、今 後の防潮堤等の収用手続 が加速化

⇒ 造成工事の早期着手が 可能に

⇒ 復興庁ほか関係省庁、

所

有者等が

不明

0

場合

財産管理制 度の活用

(注) ◆は裁判所 における取組

十地収用手

続の迅速化

#### 【実績】

- ◆財産管理人の 候補者の確保 (岩手93名、宮
- 城167名) ※25年6月段階
- ○◆家裁・復興 局の連携による 市町村訪問

#### 【復興事業における新たな特別措置】

- ◆財産管理人の候補者の拡大(岩手157名、宮城255名、福島69名)(福島につきさらに75名を確保予定)
- →不足が見込まれる時は、3県以外の弁護士会、司法書士会からも候補者を確保 ◆仙台、福島及び盛岡の各家裁から管内全自治体に対し、Q&Aを送付
- ◆手続の迅速化等
- ・震災復興事案における自治体申立てについては、従来の住所地ではなく不動産の所在地の家庭裁判所で の申立てや、買取対象不動産のみを記載した財産目録の提出等、申立てや提出書類等の点において、より
- ・選任申立てから選任までの期間(必要な書類が揃っているなどの場合):1ヶ月程度→1~2週間程度
- ・権限外行為許可(土地売買の許可等)の申立てから許可までの期間(必要な書類が揃っているなどの場 合):3週間程度→1週間程度
- ・25年4月以降18件選仟(平成25年9月20日時点。復興関連のものに限る。)

L\_\_\_\_\_

【これまでの取組】

◆裁判所の態勢の整備

【これまでの取組】

日司連に要請

等の活用)

期間で実施)

ルの作成

財産管理人の候補者確保等

の協力を最高裁, 日弁連,

◆手続の簡素化(行方不明届

◆手続の迅速化(申立書類の

○◆手続に関するQ&Aモデ

審査から調査嘱託までを短

- ○事業認定手続について
- 事業認定手続の準備作業の早期 着手、前広な情報共有
- 土地収用法上の事前説明会の開 催方法の効率化
- 事業認定の審査の迅速化 (通常3ヶ月→2ヶ月以内に)
- ○収用裁決手続について 指名委員制度の活用や収用委員 会事務局の体制強化を通知
- 十地収用に関する実務研修の実施

【実績】

○用地取得加速化モデ ルにおいて、

- 申請書案の早期概成 (県は当初1~2年 要すると懸念→着手 後4ヶ月で概成)
- ・収用法の説明会と用 地説明会を兼ねて開 催(3ヶ月前倒し)
- ・事業認定の申請から 告示まで約50日で完

#### 【復興事業における新た な特別措置】

- ○早期の事業認定申請 ・復興事業について事業 認定申請手続を早期に 行うことが可能である 旨通知(3年8割を待た ずに収用手続に移行)
- ○不明裁決の手続を起業 者向けに明確化・周知 〇収用委員会の裁決手続 迅速化に向けた全国の運 用事例の調査・共有

※50戸未満の災害公営住宅事業、防災集団移転 促進事業、土地区画整理事業は収用事業の対象外

> ○住宅団地の位置等の 変更を柔軟に行えるよ う、届出だけで計画変 更ができる範囲を拡大 ○国土調査の成果の活 用や官民境界を実測し た上で民地の内訳は登 記簿面積で按分するな どの工夫について通知 発出

> > 推進

- ○仮換地指定の前であっても、 起工承諾を得られた箇所から 順次工事を実施することが可 能である旨を通知
- ○所有者不明の場合、通知に 代えて公示送達によることが できる旨を通知(そもそも 個々の地権者の同意は不要) ○地番・区画が公図上明らか でない土地について、施行地 区内に存することを確認でき れば、地図訂正は不要

事業手続の簡素 化・丁夫等

【これまでの取組】

- ○関係省庁等からなる実務支援チームによる支援
- ・用地事務の外注促進

(東北地整局の事例紹介、補償コンサルタントのリスト提供等)

- ○財産管理制度、相続等についての出張勉強会(家裁、司法書士会と連携)の
- ○証明書等の公用請求の迅速化(総務省、法務省から全国の自治体等へ協力要請
- ○国から司法書士会、補償コンサルタント協会等への調査の協力依頼
- ○所有者の調査を委託する調査費に復興交付金を充てることができる旨を通知

#### 【実績】

- ○のべ37市町村を訪問。
- ○岩手県において、モデルケース (用地取得加速化モデル)を選定し、 課題解決に取り組む
- ○新たに1町が補償コンサルタント に用地取得支援関連業務を外注した ほか、6市町が権利者調査等の補償 コンサルタント、司法書士への外注 を検討、着手。

#### 【復興事業における新たな特別措

○相続や共有などにより権利者が 多数の用地の処理方法の周知 ○市町村ごとに担当者を決め、定

期的に訪問するとともに、要望に 応じて個別にきめ細かく支援 ○特に用地取得業務の外注を強く

家裁、県司法書士会等の 関係者が一丸となって支 援、具体の課題を解決

### 自治体の用地事 務支援(ノウハ ウの提供)

# (1) 自治体の用地事務支援

## 用地取得事務の流れ

## 加速化プログラムの具体的内容

### 外注実績

6市町が 権利者調 査等の外 注を検討、 着手

1町が用地 取得支援業 務等を外注

## 権利者調査

(共有、相続により権利者が多数 の場合等)

<sub>が用地</sub> 所有者等 支援業 が不明 用地交渉

財産管理制度 の活用

土地収用制度 の活用

### 【用地取得事務全般の支援】

- ○関係省庁等からなる実務支援チームによる支援
  - ・<u>市町村ごとに担当者を決めて定期的に訪問するとともに、要望に応じて個別にきめ細かく支援。特に用地取得業務の外注</u>を強く推進
  - 自治体の用地職員の研修・勉強会の実施

### 【証明書等の公用請求の対応の迅速化】

- ○全国の自治体において、被災地の復興事業に係る戸籍の 記録事項証明書、住民票の写し等の処理を迅速化
- 【自治体のニーズに応じた外注の推進】
- ○権利者調査の外注、補償説明の外注、用地交渉までの外 注など自治体のニーズに応じた外注(それぞれの場合の仕 様書・積算基準、外注事例を提供。また、外注先となる補償 コンサルタントのリストを個々の業者の業務分野も含めて提 供)
- ○防災集団移転促進事業等において調査を委託する場合、 復興交付金を充当
- ○国交省から日本補償コンサルタント協会へ、法務省から日本司法書士会連合会へ協力依頼
- 【難しい用地取得案件の支援】
- ○<u>相続や共有などにより権利者が多数の用地の処理方法の</u> <u>周知</u>

# ・実務支援チームの取組の強化

(加速化措置の内容)

復興庁、関係省庁等からなる実務支援チームによる市町村の用地事務の支援(25年3月より始動)

### 1. 現在の主な対応状況

### ○津波被災市町村が抱える課題の解決を支援

- ◆平成25年3月以降、復興庁、関係省庁等が連携し、 津波被災市町村の用地担当者が直面する課題の相談にの り、市町村の担当者と共にその解決に取り組んでいる。
- ◆被災三県のべ37市町村を訪問。

## 【主な取組実績】

- ○用地業務の外注促進
  - ⇒<u>東北地方整備局の協力を得て市町村に用地交渉業務</u> <u>や権利者調査の外注事例を紹介</u>
    - 例) 1 町が新たに用地取得支援業務を外注
- ○財産管理制度の活用
  - ⇒仙台家裁の協力を得て円滑な申立て
    - 例) 1市が申立て、用地取得を完了するなど、活用されだす。
- ○相続等について勉強したい
  - ⇒<u>宮城県、福島県の司法書士会の協力を得て、市役</u> 所・役場を訪問し職員勉強会を開催
- ○東北地方整備局の協力を得て地権者が海外にいる場合 の参考事例等を提供
- ○復興事業に係る証明書等の公用請求の迅速化を支援すべく、復興庁から要請し、総務省、法務省が連携して 全国の自治体等に協力依頼(通知発出)

## 2. 課題と今後予定している主な施策

### ○実務支援チームの取組の強化

- ◆実務支援チームの取組を更に強化し、用地取得の加速化を支援する。
- ◆具体的には、
- ・市町村ごとの担当者を決め、定期的に訪問すると ともに、要望に応じて、個別にきめ細かく支援。
- ・特に用地取得業務の外注を強く推進。

## 【今後の主な取組】

- 〇用地業務の外注促進
  - ⇒<u>市町村の用地取得の業務の実態やニーズに</u> 応じた外注ができるよう支援。
- ○財産管理制度の活用
  - ⇒<u>家裁の協力を得てきめ細かく支援。</u>
- 〇外部専門家との連携
  - ⇒岩手県の司法書士会の協力に加え、復興 局、家裁、地方法務局が連携して、市役 所・役場を訪問し職員勉強会を開催予定
- 〇難しい用地取得案件の支援
  - ⇒相続や共有により所有者が多数の土地など、 難しい用地取得案件について、実務支援 チームが市町村を訪問し、国のノウハウを 提供、きめ細かく支援。

# ・相続や共有により多数の権利者がいる場合の処理方法

相続人調査に人手・時間がかかる (相続登記未了のもの。相続人の存 在が不明の場合もある。)。

相続人・共有者所在調査に人手・時間がかかる(所在不明の場合もある。)。

権利者との交渉に人手・時間がかかる(遠隔地所在の場合もある。)。

相続人間の遺産分割協議がすすまない(応じない者がいる。)。

〇権利者調査の補償コンサル・司法書士への外注

〇相続人の存在の不明時は相続財産管理制度の活用 (申立て)

〇所在調査の補償コンサル・司法書士への外注

〇相続人等の所在不明時は不在者財産管理制度の活用 (申立て)

○交渉業務の補償コンサルへの外注(取得用地単位での 外注も活用)

〇収用適格事業については、土地収用制度の活用も可能

- 〇当該用地のみの遺産分割協議も可
- 〇調停、審判

※財産管理人が選任されている場合には、財産管理人が遺産分割の審判を裁判所に申立て可(権限外許可を得て、遺産分割の調停を成立させることも可)

# (2) 財産管理制度

## 手続の流れ

財産管理人の選任の 申立て準備



25年4月以降、22件申立 て(9月20日時点)

※仙台、福島、盛岡の各 家裁の復興関連のもの

※必要な書類が揃っているなどの場合

1か月程度

1~2週間程度

財産管理人選任の申立てが あった22件について、取下 げ(3件)、選任手続中(1件) のものを除き、全て選任済み。

※必要な書類が揃っているなどの場合

3週間程度

1週間程度

財産管理人の選任の申立て



選任の審判



権限外行為許可(土地売買の許可)の申立て



権限外行為許可(土地 売買の許可)の審判

自治体と財産管理人との間で 土地の売買契約(売買代金は 財産管理人が管理)

## 加速化プログラムの具体的内容



〇最高裁事務総局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対し、財産管理制度の円滑な活用に向けた協力を依頼

### 【家庭裁判所による周知・相談】

- ◆仙台、福島及び盛岡の各家裁から管内全自治体に対し、
  - •相談窓口を周知
- ・復興事業における財産管理制度の利用に関するQ&Aを送付
- ◆被災自治体の要請に応じて、自治体を個別訪問



### 【家庭裁判所における手続の簡素化・迅速化等】

- ◆震災による所在不明の場合、行方不明者届等を活用
- ◆震災復興事案における自治体申立てについては、従来の住所地ではなく不動産の所在地の家庭裁判所での申立てや、買取対象不動産のみを記載した財産目録の提出等、申立てや提出書類等の点において、より柔軟に対応
- ◆申立書類の審査から調査嘱託までを短期間で実施

#### 【財産管理人の候補者の確保・拡充】

- ◆弁護士会、司法書士会に依頼し、候補者を確保 岩手県157名、宮城県255名、福島県69名(福島につき更に75名を確保予 定)
- ○復興局において継続的に財産管理人の需要を事前に把握
- ○需要ひつ迫時に備え、他県の弁護士、司法書士の応援を要請

#### 【家庭裁判所における態勢整備】

- ◆震災関連事件対応のため書記官等約25名を増配置、震災対応窓口の設置等 の態勢面の整備
- (注)◆は、裁判所における取組であり、法務省が最高裁事務総局から聴取したもの

# (3) 土地収用制度

# 用地取得加速化モデルでの実績

(岩手県の釜石市内鵜住居 ・片岸海岸における防潮堤 事業)

#### 早期の事業認定申請

(用地幅杭打設前から申請準 備に着手)

県は1~2年を要すると懸 念⇒申請書類を<u>約4か月で</u> 概成。

当初の予定より説明会 開催を<u>3か月前倒し</u>

通常3か月⇒<u>約50日で事</u> <u>業認定告示</u>

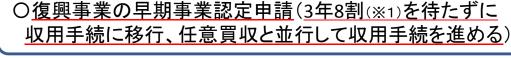
今後、県の収用委員会 において迅速化に 向けて取組み

## 手続の流れ

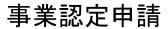
## 加速化措置

## 事業認定の申請準備

- •事業認定申請書の作成
- ・説明会の開催

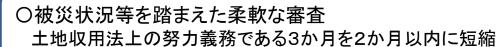


○事業認定庁(県事業の場合は国交大臣)と前広に情報 共有、早い段階からの相談。



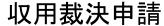
事業認定告示

○説明会の開催方法の効率化(用地説明会と兼ねて開催)



収用裁決の申請準備

- ○<u>所有者が不明の場合の不明裁決の手続を起業者向けに</u> <u>明確化</u>
- ○県収用委員会との前広な情報共有



収用裁決(各県の収用委員会)

補償金の支払い 権利取得・明渡し

- ○収用手続迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有
- 〇指名委員制度(※2)の活用
- ○事務局体制の強化を周知
- 〇所有者不明の土地に関する不明裁決(※3)の活用
- ※13年8割ルール:事業認定の申請は、当該事業の完成期限等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに、収用手続きに移行するものとしたもの。
- ※2 指名委員制度:審理又は調査の一部を委任し、一部の委員による審理進行を可能とする制度。
- ※3 不明裁決: 土地所有者等の氏名又は住所を確知できない場合に、当該事項を不明としたまま行う収用委員会の裁決。

## ・復興事業における事業認定適期申請ルールの周知等について

### 背景•概要

- ・事業認定等に関する適期申請等については、平成15年及び平成21年に中央用地対策連絡協議会(以下、「中央用対」)事務局から中央用対会員及び各地区用地対策連絡協議会あて通知等しているところ(※)。
- ・今般、被災地において、収用手続の活用が必要となる復興事業が増加することも想定されることから、中央用対事務局から中央用対会員及び東北地区用地対策連絡協議会あて、<u>事業認定の適期申請の徹底と供用開始時期を見据えた収用手続の活用</u>について通知。
- ※原則として、遅くとも用地取得率が80%又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時までに収用手続に移行するものとした通知

## 周知内容

## 1. 事業認定等に関する適期申請の実施について

用地取得率が小さい段階や用地幅杭の打設から間もない時期であっても、<u>適</u>切な時期と判断される限り、用地進捗率80%または幅杭の打設から3年を待たずに収用手続きに移行することは可能であり、望ましい措置であること。

## 2. 供用開始時期を見据えた収用手続の活用

被災地においては行方不明等による不明裁決などの収用手続の活用も想定されることから、供用開始時期等を見据えつつ、事業計画の検討段階からの事業認定申請に向けた準備、適切な段階での裁決申請への移行など、任意での用地取得と並行して事業認定及び裁決手続を進めることが効果的であること。

## ・土地所有者等不明の場合の収用裁決手続について

○土地等の調査の結果、土地所有者や相続人等を確知することができない場合、収用委員会は、土地所有者等について不明としたまま裁決し、補償 金等を供託すること等により、土地収用手続を進めることが可能。

### 収用委員会の裁決手続

### 裁決申請書等の作成 (起業者)

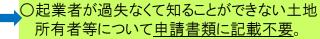
○起業者は、申請前に、収用対象となる土地·物件<u>の内容、権利関係等について</u> 調査し、土地所有者等の立会い・署名押印を求め、土地・物件調書を作成。

### 土地所有者等不明の場合

○土地所有者等不明の場合、土地·物件調書 の作成につき、市町村職員による立会い、署 名押印が可能。

法第36条

裁決の申請 (起業者→収用委員会) ○起業者は、作成した土地・物件調書等により収用委員会に裁決を申請(明渡裁 決の申立ても同時に行われることが多い)。



法第40条

裁決申請書の公告・縦覧 (2週間)

○収用委員会は、市町村長に申請書等の写しを送付し、土地所有者等に通知。 市町村長は、収用地の所在等を公告し、申請書等の写しを2週間縦覧。 ①土地所有者等は、収用委員会に対し意見書を提出。

○申請書の添付書類に記載されていない上記 の土地所有者等への通知不要。

法第42条

裁決手続開始の決定・登記 (収用委員会)

○収用委員会は、裁決手続の開始を決定し、その旨登記(相続等の場合を除き、 当該登記後に土地について権利を承継した者は、起業者に対抗できない)。



審理

(収用委員会・起業者・土地所有者等)

鑑定

○起業者及び土地所有者等による口頭での意見陳述。鑑定、現地調査等の申立 てが可能。

○土地所有者等不明の場合でも審理の進行 が可能。

○審理は原則として公開し、必要に応じて複数回開催。

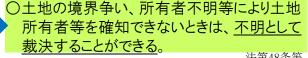
現地調査・

○収用委員会は、申立てが相当であるとき等に、現地の土地・物件の調査や不動 産鑑定士等による鑑定を実施。



権利取得·明渡裁決 (収用委員会)

○収用委員会は、権利取得裁決及び明渡裁決により、補償額、権利取得・明渡し 等の時期を決定。



法第48条等

補償金の支払い(起業者→土地所有者等) 権利取得・明渡し(土地所有者等→起業者)

○裁決された期限までに、起業者は補償金を支払い、土地所有者等は土地を引 渡し、物件を移転。

○不明裁決の場合等には、起業者は補償金を 供託できる。

法第95条

## ・収用委員会による裁決手続の迅速化に向けた取組の推進

- 〇各都道府県の収用委員会における裁決手続の運用状況を把握するため、平成24年度裁決の運用状況に関する調査を実施。
- 〇調査において明らかとなった<u>収用手続に時間を要する論点や手続迅速化のための取組</u>についてとりまとめ、<u>東北地方の収用委員会の連絡協議会</u> (9/5開催)等の場において共有し、各収用委員会における裁決手続の迅速化に向けた取組を支援。



### 考えられる対策

- ○裁決申請書の作成上の留意点をマニュアルとして整理し、必要に応じて 起業者からの申請前の相談に応じるなど起業者の<u>裁決申請書類の作成</u> 面での支援を実施。
- ○手続開始決定後、速やかに登記手続が進められるよう、起業者において 収用委員会や法務局と<u>事前に相談</u>を行うなど準備作業を早期化。
- ○登記完了までの期間を活用した調査の実施等進行スケジュールの工夫。
- ○起業者において、相続関係等の権利関係について可能な限り幅広に調査をしておく。
- ○当事者の主張内容を審理前に整理し、審理と関係のない<u>主張を制限</u>するなどにより、審理進行を円滑化。
- ○<u>審理日程の柔軟化や指名委員制度の活用</u>により、機動的な体制で審理 を進行。
- ○現地調査や鑑定を何度も実施することとならないよう、<u>あらかじめ主張内容を整理</u>した上で実施。
- ○現地調査に指名委員や事務局職員を活用し、機動的に調査を実施。
- ○審理の現地開催等により、現地調査と審理を同日に開催するなど<u>実施ス</u>ケジュールを工夫。
- ○鑑定や調査の実施について、個別の事情に応じて柔軟に要否を判断。
- ○裁決書案の検討段階における意見調整方法の工夫。
- ○残地補償や残地収用、不明裁決等に関する判断を円滑に進めるため、 <u>裁決事例を共有</u>し、同様の事例を活用。
- ○各ブロック内の収用委員会間の連携強化。

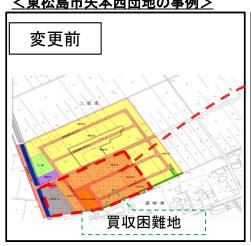
## (4)事業手続の簡素化・工夫等

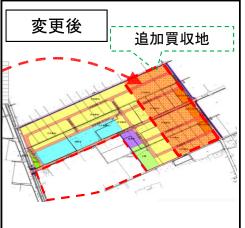
・防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化・用地取得における境界確定について

### 事業計画変更の簡素化

- ▶防災集団移転促進事業は、比較的容易に事業計画の変更が可能な事業。
- ▶この特性を活かし、住宅団地の用地取得が難しい場合には、取得可能な場所へ住宅団地を柔軟に変更することで、事業の加速化を実現。
- ○防集事業は道路等と異なり、特定の土地の取得が必須でない。
  - 事業の早期進捗を図るためには、移転住民や地権者との合意形成の過程で、柔軟に計画変更することが重要。

#### <東松島市矢本西団地の事例>





- ○このような柔軟な計画変更を支援し、地方公共団体の事務軽減を図るため、 「直近の国土交通大臣が同意した集団移転促進事業計画の補助対象事業費 の合計額の20%未満の変更」を軽微な変更の対象とする旨を地方公共団体 に通知。(H25.3.27)
- ○補助対象事業費の合計額の20%以上の変更についても、土地の価格上昇 にともなう事業費の増額分を除き取り扱うことを可能とするなど、事業計画の 軽微な変更の運用について地方公共団体に通知。(H25.9.26)
- ※軽微な変更は届出で足りる事になり、変更に要する時間と作業が大幅に 削減される

### 用地取得における境界確定

防災集団移転促進事業における用地取得においては、事業主体の判断により、

- ・国土調査の成果の活用
- ・官民境界を実測した上でその中の民地の内訳を登記簿面積で按分等の手法をもちいて実測に代えることができる。 (ただし、以下の点について留意が必要)

#### 〇関係者間の合意

事業主体は、実測に代わり国土調査等の成果を活用し、各者の地積を確定することについて、 公共用地の管理者(国、県、市町村)や民地の地権者間での合意をとること。

### 〇分筆する場合の取り扱い

分筆については、登記制度上、実測しなければならないこと。

#### 〇取得土地と隣接土地との境界確定について

取得しない移転促進区域外の隣接した土地との境界については、 立ち会い等により境界を確定させる必要があること。

#### 〇その他留意事項

課税台帳等の記録を考慮すること。 実測を行わずに地積を確定させることについて、妥当性を整理すること。